

質疑回答書

事業名 令和8年度豊郷町公共施設照明設備LED化推進事業

	実施要項 の頁等	質問	回答
1	募集要項6 (2) (6) 11 (1) コ	「契約実績を証明する契約書等を提出すること」と記載がありますが、提案提出書類にある事業実績調書に添付するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	募集要項9 (3) エ 11 (1)	参加表明時及び提案書の提出書類について、正本1部、副本3部の計4部提出する認識でよろしいでしょうか。 また、副本3部は正本の各書類を写したものでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	募集要項9 (3) エ (イ)	構成員の間で締結した覚書等は写しでの提出でよろしいでしょうか。	写しで差し支えありません。
4	募集要項9 (3) エ (ウ) (エ)	商業登記簿謄本及び納税証明書は、正本1部には原本、副本3部には原本の写しを提出する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

5	募集要項9 (3) エ	参加表明書等を提出する際のA4 縦長ファイル（フラットファイル）の表紙、背表紙等に記載する内容に指定はありますでしょうか。	特に指定はありません。
6	その他	本事業はプロポーザル提案方式案件であり、入札保証金・契約保証金は免除との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	その他	参加表明書類等、企画提案書等を持参で提出時及びプレゼンテーション実施時に提出者、参加者が代表者でない場合、その企業の者であれば委任状は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	募集要項5	共同企業体は、国土交通省において制度化されている合弁事業（JV）ではなく、出資等、規定の策定や決算・監査等は不要であり、リース部分と施工部分の役割分担を明確化し、各責任分野において法的に可能な範囲内で連帯して責任を負うことを目的とする共同企業体という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	募集要項12 (2)	プレゼンテーション審査への参加は、参加表明書及びグループ構成表で明らかにした構成員である企業の社員のみが参加できるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

10	契約書について	契約書は、受注者書式との認識でよろしいでしょうか。貴町制定の書式であれば、質問回答時に契約約款の雛型を開示していただくことは可能でしょうか。	基本的に受注者書式で問題ありませんが、契約締結時に協議させていただきます。
11	賃貸借料のご請求について	賃貸借料は、例えば第1回目令和9年4月1日～4月末日の賃貸借料のご請求書は令和9年5月にご請求し、30日以内にお支払いいただく（以降同様）というように月払いの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	請求書の送付方法	事業者が利用する電子送付サービスで請求書を送付することを検討していますが、電子での請求書のやり取り（メールでの送付を含む）は貴町において対応可能でしょうか。	対応可能です。
13	施設の統廃合等が発生した場合	賃貸借契約期間中に施設の統廃合等、貴町の事由により物件が不要となったり、契約が変更または解除となった場合は、貴町において残賃貸借料をご負担いただけたとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

14	仕様書7 (2)、9 (3)	賃貸借期間中に受注者が付保する動産総合保険は、保険金が期間経過で逡減する一般的な動産総合保険との認識でよろしいでしょうか。当該保険の保険金でカバーしきれない費用が発生した場合は、貴町にてご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。また、そのような事象により本賃貸借契約が解除となった場合、受注者の負った損害は貴町がご負担いただける認識でよろしいでしょうか。	動産総合保険については、提案内容の一部となってくるので、提案者の工夫の範囲とさせていただきます。 そのような事象は想定しておりませんが、当事象が発生した場合、別途協議させていただきます。
15	仕様書6 (1) ①オ	工事期間中、火災保険またはそれに代わる請負賠償責任保険等に加入し、証書の写しを提出すること。との記載がありますが、施工役割業者から貴町へ提出するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	仕様書7 (2)	賃貸借期間中において、動産総合保険対象外と判断される地震等の天災地変、その他不可抗力事象が起因する物件の損傷又は滅失が発生した場合の現状復帰にかかる費用は貴町にてご負担頂けるという認識でよろしいでしょうか。 また、そのような事象により本賃貸借契約が解除となった場合、事業者が負った損害は貴町がご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	そのような事象は想定しておりませんが、基本的に本町負担になると考えます。
17	仕様書9 (3)	「照明器具の設置から賃貸借期間終了までの間、保険（動産総合保険等）に加入し、」とありますが、照明器具の設置から賃貸借開始日まではあくまで仮使用期間となり動産総合保険の付保はできません。（動産総合保険の付保は賃貸借期間のみとなります。） 施工中は施工役割業者の賠償責任保険等の加入、賃貸借期間開始日から終了日までの間はリース事業者の動産総合保険の加入との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	仕様書7、9	メーカーの指定する定格寿命を超えて使用したLED 照明の劣化や照度の低下、不点灯等については物	お見込みのとおりです。

		品の保守・保証の対象外になるとの認識でよろしいでしょうか。	
19	仕様書7 (1)	非常灯・誘導灯のランプ及び蓄電池については消耗品のため保守・保証の対象外との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	仕様書7、9	既設の配線や、既設設備が要因となり不具合等が発生した場合は受注者の責ではないと考えます。今回賃貸借するLED 照明器具が要因でない不具合等が発生した場合の交換・保守・修繕等の費用負担は貴町との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	仕様書6 (1) ③ソ	PCB に関する調査費及び調査結果に伴う対策費用が必要となった場合は貴町と協議の上ご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	現在LED推進事業の対象となっている施設については、PCBはないと考えますが、万が一確認された場合は都度協議で対応とします。
22	募集要項2 (4)、仕様書4 (7)	満了後、無償譲渡となっているため、固定資産税の納付は免除との認識でよろしいですか。また、満了後の引き渡しは、現状有姿での引渡しとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	本人確認の協力について	月額のリース料が10万円(消費税等込み)となる場合、犯罪収益移転防止法に則り、指定様式に基づく取引ご担当者本人確認の実施および、確認書式を指定期間保存しなければなりません。ご協力いただけますでしょうか。	協力させていただきます。
24	一部業務委託について	リース会社は、機器の設置・工事・保守に関する業務を実施する上で、業務内容が法令等の定めるところによる有資格者でなければ実施できないものについてはリース会社自ら当該業務を実施できない為、一部業務を必要な資格を有する業者へ委託し、業務にあたることとしてよろしいでしょうか。	可能です。
25	表1：予想されるリスクと責任分担	提案書提出時からリース開始前の物価上昇や金利上昇があった際、契約金額(賃貸借料)の変更協議に応じていただけますでしょうか。	協議対象とする予定です。

		か。	
26	募集要領.P3.6 応募条件 (5)	【施工役割を担う者は、電気工事業における特定建設業許可を有する事業者であること。】と記載ございますが、施工役割を複数事業者にて担う際にいずれかの事業者が特定建設業許可を有していれば良いとの認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	仕様書 6 ② ア	【設置作業において、仮設足場を設置する必要がある場所については、設置した足場にて運営上の支障が起きないように設置すること。】とありますが仕様書や募集要領から読み取ることが出来ない箇所に於いて、優先交渉権者獲得後に行う現場調査の際に仮設足場等が必要となることが発見された場合、金額変更等の協議の対象としていただけますか。	協議対象とする予定です。
28		当社は現時点で入札参加資格者名簿に登録がないため、新たに申請する必要がありますでしょうか。必要な場合、申請・登録期限を教えてくださいませんか。また分類は（物品・役務）でよろしいでしょうか。	別紙入札資格審査申請取扱要領を参考に参加表明書提出期限までに 8 提出書類を揃えて提出いただければ入札参加資格有りとして認めさせていただきます。 下記にリンクを掲載 https://www.town.toyosato.shiga.jp/0000003611.html
29		「保守」について言及されていますが、賃貸借契約において「保守込み賃貸借」として契約書を整理する認識でよろしいでしょうか。また、その場合第一義にリース会社が保守業務の提供責任を負い、それを保守会社の下請けに出すという構成でしょうか。	お見込みのとおりです。
30		「保守」について言及されていますが、「保守」はメーカーによる製品保証をもって充足しうると捉えてよろしいでしょうか。それとも「保守」の役務を行うことが必	仕様書に記載の動産総合保険に加入する前提となっているため、「保守」の役務を行っていただくこととなっています。

		要でしょうか。	
31		<p>募集要項5. 参加形態において本事業に係る連帯責任を負うものとする、と記載されておりますが、この点についての質問です。リース会社は完成品の賃貸借部分に対する契約を締結するという認識をしております。建設工事については、リース会社は履行責任を負わず、施工役割の事業者が単独でその履行責任を負い仮に施工役割の事業者が不履行した場合における損害賠償責任については連帯して負う。</p> <p>上記理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>共同体（グループ）に参加する構成員の役割は募集要項5 参加形態に記載のとおりとなります。そのうえで、当該構成員には本事業に係る業務について連帯して責任を負っていただくこととなります。</p>
32		<p>仕様書6 ソ〜ツにおいて、アスベスト・PCB 等について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守することが規定されていますが、関係法令とは具体的に何を指すでしょうか。また、これら既設照明機器の撤去処理についての処分における履行責任は第一義に施工役割の事業者が負うものでありリース会社は負わないと認識してよろしいでしょうか。（これら関係法令の許可をリース会社が持っていないため）</p>	<p>別紙参照の建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱いパンフレットに掲載されている法令等になります。</p> <p>本町もそのような認識をしております。</p> <p>下記にリンクを掲載</p> <p>https://www.mlit.go.jp/sogosei/saku/region/recycle/pdf/recyclehou/hourei_kokuji/ishiwata.pdf</p>
33		<p>提案が達成しないことによる損失は原則として事業者が負担とありますが、電気代が予定通り削減されなかった場合、損失として認識され、リース会社が提案と実際の差額を負担することになるのでしょうか。</p>	<p>そのような想定はしておりません。</p>
34		<p>動産総合保険は新価特約付きが要件でしょうか。</p>	<p>質問14の回答のとおり</p>
35		<p>予算の減額または削除となり契約解除となった場合は、残期間のリース料をお支払頂ける認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>協議させていただきます。 （本町では債務負担行為を組んで事業を行っていたものが予算の減額や削除とな</p>

			り契約解除となった例はありません。)
36		リース期間中は毎月均等払いの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
37		リース会社の責に依らない納期遅延については変更契約等のご対応頂けますでしょうか。	協議対象とさせていただきます。
38		本件物件滅失等の事案が発生し、かつ動産総合保険が適用されない事象であった場合には、残期間分のリース料をお支払い頂ける認識でよろしいでしょうか。	質問16の回答の通り
39		契約書はリース会社指定の契約書でよろしいでしょうか。もしくはご指定の契約書案がございましたら事前に共有頂けますでしょうか。	質問10の回答のとおり
40		契約保証金は免除という認識で問題ないでしょうか。	質問6の回答のとおり
41		今回入札に参加するための各種押印は部署の責任者の印で問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	問題ありません。
42	募集要項 (6. 応募条件(1)) について	(1)代表者であるリース役割の事業者は、令和7・8年度入札参加資格者名簿において「役務の提供」に登録された者であること。また、名簿に登録のない者で、この案件に係り所定の資格審査を申請し、参加資格を認められた者であること。 と記載されています。 この所定の資格審査は、参加申し込み時点で申請していて、契約時点で登録されていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	質問28の回答の通り
43	募集要項 (6. 応募条件(5)) について	(5)施工役割を担う者は、電気工事業における特定建設業許可を有する事業者であること。 と記載されています。 弊社は、施工工事に関しては、地元の企業全社にお声をかけて参加してもらおうと考えています。本	質問26の回答の通り

		<p>条件は、グループの構成員の電気工事業になる企業の条件であると考え、協力会社すべてに適用されるものではないとの考え方でよろしいでしょうか？</p> <p>地元工事業者のキャパシティの問題もありますが、すべての工事会社が「特定」の資格を有することとなると町内の一部の企業に限定されてしまい広く競争する趣旨が損なわれますが、如何でしょうか？</p>	
44	<p>仕様書（5. 照明器具（物品）仕様）について</p>	<p>(1)共通 ア LED照明への交換方式は、…（様式第13号）に記載の手法にて必ず行うこと イ 照明器具及び直管形ランプ、電球等使用するすべてのLED照明はJIL5004「公共施設用照明器具」の…（中略）…すべてに登録対応機種を持つメーカー製品とすること。 （公共施設用照明器具に器種設定のない種類のLED照明についても同様とすること）と記載されています。</p> <p>アの交換方式は、記載手法に準じますが、現地調査により違う方法が適していると思われるものも出てくると思われ、その点は協議できるものとの考え方でよろしいでしょうか？</p> <p>また、イの「公共型番の製品を所有するメーカーに限る」とありますが、多種多様な製品が開発されているLED照明分野において、そもそも公共型番という概念が不要となっています。</p> <p>公共型番という概念は、日本の建築製品分野の中でも照明においてのみ存在する特殊なもので、LED導入の黎明期に日本照明工業会が考案した手法ですが、LED化が成熟した現在においては、民間用でも公共用でも建築環境、照明環境において適切な照度と性能、価格、補償等を満たしている製品であれば、多くのメーカーから最適の選択をすることが合理的であり、ど</p>	<p>仕様書に記載の通りとする。照明器具の改修、交換業務とはいえ公共施設に付随する設備の更新と認識しており安全と品質を担保するために、仕様書記載の条件を満たす製品とする。</p>

		<p>のような理由で選択をしたかプロポーザルの内容を持って評価すれば良いものです。公共型番を持っていても持っていないなくても、製品の品質、性能、保証はプロポーザルの中で評価すべきであり、資格として限定的に制定することの意味を教えてください。</p> <p>この仕様書の「公共型番の製品を持っているメーカーに限る」とすると、日本照明工業会に加盟する企業の中でも特定の数社に限られることになり、公平な競争の趣旨に反することになります。また、海外製品を理由なく排除することを禁じるWTOにも違反することになります。</p> <p>なお、主たる照明である蛍光灯に対して公共型番として登録されている「器具丸ごと交換」方式のライトバーは、各メーカーでそれぞれサイズも取り付け方も異なっており、そもそも汎用性のある統一規格となっておらず、公共の概念から外れています。</p> <p>今回公示の器具選定にあたって、自治体から公共型番を指定しての発注があるのならばともかく、図面と現地調査による器具選定になりますので、公共型番を持つメーカーであることという条件は全く意味を持たないため入札参加要件から外していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。</p>	
45	仕様書（5. 照明器具（物品）仕様）について	<p>(3)LED 一体型ベースライト エ 直管蛍光灯40型（HF32形）相当以上のLEDベースライトにおいては ライトバー（点灯ユニット）1本あたり4点以上の指示部を有すること ただし、JISで規定された口金・受金（ソケット）を備えるものを除く と記載されています。</p> <p>器具交換型の照明のライトバーについて質問します。 仕様書では、取り付けの爪の箇所</p>	仕様書に記載の通りとする。 本仕様は安全と品質を担保することを目的とした内容であり仕様書記載の条件を満たす製品を選定するようにお願いいたします。

		<p>が4箇所であることを指定していますが、その理由をお知らせください。</p> <p>世界標準である観光館型の G 13 口金に比べて、日本国内メーカーの独自の製品である「器具丸ごと交換」型製品については、ライトバーの規格が統一されておらず、サイズも取り付け方法も各社で独自のものを採用しています。この取り付け方法の爪が 4 カ所あるものに限るとなると、特定のメーカーを指定するのと同じことになり、公正公平であるべき入札の仕様としては不適切なものと考えます。取り付けの方法については、各メーカーが落下防止の観点から工夫しているものであり、爪の数が 2 点であることでライトバーの落下事故が起きた事例はありません。なぜ特定メーカーの 4 つの爪を使用とするのか理由をお知らせください。LED 製品の選択についてはプロポーザルの中で総合的に評価し、疑問があれば質問をすれば良いことであり、本来の入札の目的である広い競争者の参入を阻害するこのような条項については削除することをお願いいたします。</p>	
--	--	---	--